

# 小林市こども計画 ー代用計画ー

令和8年1月

## 代用計画の策定の趣旨と位置づけ

子ども・子育て支援法の改正により、市町村子ども・子育て支援事業計画における基本的記載事項（必須記載事項）が改正されたため、小林市こども計画において、「小林市子ども・子育て支援事業計画」の内容を記載している「第4章 子育て支援事業の実施計画」の内容を変更・追加する必要があります。

今回の変更・追加については、代用計画として策定し、小林市こども計画本編への掲載は、次回の計画改定時に行うこととします。

## 子育て支援事業の実施計画

### 1 教育・保育の量の見込みと確保方策（満三歳以上限定小規模保育事業）

※満三歳以上限定小規模保育事業が令和8年4月1日から制度化されることに伴い、確保方策に「満三歳以上限定小規模保育事業」の項目を追加しました。

#### （1）幼児期の学校教育・保育の量の見込みと確保方策

##### ① 認定区分ごとの量の見込みと確保方策

【3～5歳】2号認定（共働き等で学校教育の利用希望が強い家庭を除く）

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	2号（保育ニーズ）	人	611	558	531	502	477
② 確保方策	特定教育・保育施設	人	701	672	643	615	592
	地域型保育事業	人	10	10	10	10	5
	うち満三歳以上限定小規模保育事業	人	0	0	0	0	0
	合計	人	711	682	653	625	597
③ 過不足（②-①）		人	100	124	122	123	120

#### （2）実施時期

満三歳以上限定小規模保育事業は、令和8年4月1日から制度化されますが、本市においては、当面確保する予定はありません。

## 2 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと確保方策

※現小林市こども計画の第4章の4の(18)乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）について、令和8年度から給付制度になることに伴い、変更等を行いました。

保育所や幼稚園等を利用していない生後6か月児～2歳児を対象に、月10時間程度の範囲内で、就労要件を問わず、保育所等を利用できる事業であり、令和8年度からの本格実施となります。

### (1) 提供区域 教育・保育提供区域と同じ区域（市内全域）

### (2) 量の見込みと確保方策

		単位	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
① 量の見込み	0歳児	人日	1	1	1	1	1
	1歳児	人日	1	1	1	1	1
	2歳児	人日	1	1	1	1	1
② 確保方策	0歳児	人日	1	1	1	1	1
	1歳児	人日	1	1	1	1	1
	2歳児	人日	1	1	1	1	1

※人日…1日あたりの利用人数（利用定員数）

#### 《確保の考え方》

令和7年度における試行的実施の内容を検証するとともに、令和8年度の給付制度開始に向け、利用ニーズを把握し、提供体制の確保に努めます。

### (3) 実施時期 令和7年度から（令和8年度から給付制度化）

## 3 乳児等のための支援給付に係る教育・保育等の一体的提供及び推進体制の確保の内容

※新たな追加された基本的記載事項（必須記載事項）です。

地域の教育・保育施設と連携し、乳児等通園支援事業の利用終了後の受入れ枠の確保に努めるほか、乳児等通園支援事業者と教育・保育施設との間で情報を共有することができる体制を整備します。

また、幼稚園における満3歳児クラスの活用を促進し、乳児等通園支援事業の利用から教育・保育施設の利用への円滑な移行を支援します。